

「二〇二二年に変わる事」

日本テンプルヴァン(株)井上拓郎

「硬貨取扱手数料」

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い申し上げます。

昨年末、公益財団法人日本漢字能力検定協会が発表し、清水寺の森清範貫主が揮毫(きごう)した二〇二一年の世相を表す一字「今年の漢字」は「金」でした。東京二〇二〇オリンピックで、日本人選手達が史上最多の金メダルを獲得した事や、メジャーリーグで二刀流の大谷翔平、将棋の藤井聡太竜王が活躍し、金字塔を打ち立てた事などが選出された理由の様です。コロナ禍で暗いニュースが多かった中で、それぞれの活躍が希望の持てる明るいニュースだったと記憶しています。今年も皆様にとって良き一年となる事を祈念しております。

さて年始は初詣で大勢の方がご参拝に来られるご寺院も多いと思います。賽銭箱や浄財箱には一円から五〇〇円の硬貨を入れる参拝者が多いと思います。皆さまのご寺院でも賽銭や浄財は硬貨が多く、年始は大きな金額になろうかと思えます。この硬貨ですが、口座のある金融機関に入金する場合でも手数料がかかる事があります。既に三

大都市銀行(三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行)では大量の硬貨を入金する際に手数料を取っております。一〇〇枚までは手数料無料、ATMからの入金は無料(一回に入金できる枚数は概ね一〇〇枚が上限)などのところもありますが、五〇〇枚の入金で五五〇円の手数料が掛かります。お取引銀行がこの三行のご寺院は既にご承知の事と思います。都市銀行以外では、ゆうちょ銀行でも本年一月一七日に硬貨取扱料金が新設されます。窓口で硬貨を入金する場合の手数は五〇枚までは無料ですが、五〇〇枚までは五五〇円、一〇〇〇枚までは八二五円、五〇〇〇枚までは一一〇〇円掛かるようになります。同様にATMでも一〇〇枚は一一〇円、二六〇枚は二二〇円、五〇〇枚では三三〇円の手数が掛かるようになります。窓口でもATMでも硬貨を大量に入金する場合には、枚数に応じた手数料が掛かるようになりますのでご注意ください。

「改正個人情報保護法」

改正個人情報保護法が本年四月一日に全面施行されます。平成二九年五月三〇日の個人情報保護法の改正では、個人情報の取扱う中小企業をはじめとする全ての事業者が適用対象となりました。事業者にはマ

ンションの管理組合、NPO法人、自治会、同窓会などに非営利の団体(組織)も含まれます。宗教法人におきましては、憲法の保障する基本的人権の配慮から、宗教団体が宗教活動の用に供する目的で個人情報の取扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務は適用されないと定められております(個人情報保護法第七六条第一項)。その為、宗教活動やそれらに付随する活動で個人情報等を有する分には、主務大臣からの勧告や罰則を受けません。しかし公益事業と公益事業以外の事業で個人情報を取扱う場合には、違反した場合、罰則の対象となり得ますので注意が必要です。なお本年四月に施行される改正個人情報保護法では、罰則が次のように強化されます。命令に違反(一年以下の懲役又は一〇〇万円(法人は一億円)以下の罰金)、虚偽の報告等(五〇万円以下の罰金)、個人情報データベース等の不正提供(一年以下の懲役又は五〇万円(法人は一億円)以下の罰金)。収益事業等で個人情報を有しているご寺院は、個人情報の取扱いについて見直される事を強くお勧め致します。